株式会社オルツ

定 款

平成２６年１１月１４日 作　　成
平成２８年２月２３日 一部改定
平成２９年１月１日 一部改定
平成２９年３月３０日 一部改定
平成２９年８月２２日 一部改定
平成２９年１１月２１日 一部改定
平成３０年３月２９日 一部改定
平成３０年１２月１４日 一部改定
令和元年年７月１日 一部改定
令和４年３月３０日 一部改定
令和４年４月１５日 一部改定
令和５年１０月２６日 一部改訂
令和６年３月２８日 一部改訂
令和６年５月２９日 一部改訂
令和６年７月３０日 一部改訂
令和６年７月３１日 一部改訂

第 1 章　総則

（商号）

第 1 条　当会社は、株式会社オルツと称し、英文では、alt Inc. と表記する。

（目的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．インターネット関連サービスの企画・開発・運営

２．人工知能及び人工知能関連技術の研究・開発及びこれに関するサービスの企画・開発・運営

３．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）

第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第 5 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章　株式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、103,378,800 株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の普通株式の単元株式数は 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

第 3 章　株主総会

（株主総会の招集）

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（株主総会の招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（株主総会の決議の方法）

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に規定する事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任の方法）

第 20 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2　取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長 1 名を、必要に応じて専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に規定する事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除及び責任限定契約）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第 5 章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 31 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2　当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始

の時までとする。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に規定する事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会が定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除及び責任限定契約）

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任の方法）

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任限定契約）

第 43 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の決定機関）

第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 47 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2　未払の配当財産には利息をつけない。

以上